

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令(一一)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律の施行期日を定める政令(一二)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一三)

○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一四)

○薬事法施行令の一部を改正する政令(一五)

〔省 令〕

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令(財務五)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令を廃止する省令(同六)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件(政治資金適正化委八)

○戸籍法第百八十八条第一項の規定による指定に関する件(法務四七)
○独立行政法人日本万国博覧会記念機構が取得することのできる有価証券を指定する件等を廃止する件(財務二九)

○保安林の指定をする件

(農林水産一六八、一六九)
○保安林の指定を解除する件(同一七〇)

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件(国土交通八七、八九)

○軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日についての届出があった件(同九〇、九一)

○砂防法第二条の土地を指定する件(同九二、九五)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同九六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 外務省 農林水産省
最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

防災基本計画の修正について
(中央防災会議)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第二一〇)(総務省)

1 条例で都道府県の議会の議員の選挙区を設定し、若しくは廃止し、又はその区域を変更するのは、一般選挙を行う場合に限り、又は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ定める区域については、この限りではないものとした。(第三条関係)

(一) 新たに市町村の区域の設定があった場合
当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(二) 新たに市町村の区域の廃止があった場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(三) 町村を市とし、又は市を町村とする処分があった場合
当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(四) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた場合において当該各区域を公職選挙法(昭和二十五年法律第一〇〇号。以下「法」という。)第五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき
当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(五) 法第五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなった場合
当該区域が従前属していた選挙区の区域

(六) 他の都道府県の区域の全部を編入した場合
当該編入された区域

2 都道府県の議会の議員の選挙区の議員定数は、議員の任期中においても、1の(一)から(六)までに掲げる場合に限り、変更することができるものとした。ただし、1の(一)から(六)までに掲げる場合においては、これらに定める区域の全部又は一部が新たに属することとなった選挙区に限るものとした。(第四条関係)

政令

3 1及び2による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後各都道府県の議会の議員の選挙につき初めてその期日を告示する一般選挙から適用するものとした。(附則第二条関係)

4 この政令は、平成二十七年三月一日から施行するものとした。

◇独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止する法律(平成二十五年法律第十九号)の施行期日を平成二十六年四月一日とした。

◇独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止する法律(平成二十五年法律第十九号)の施行期日を平成二十六年四月一日とした。

◇独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴い、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法施行令(平成二十五年政令第三十七号)を廃止するとともに、国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。(第一条、第八条関係)

2 経過措置

(一) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「機構」という。)が有する資産及び債務を、国、出資地方公共団体及び基金承継人が承継する際に必要な事項を定める承継計画書の作成基準を定めることとした。(第九条関係)

(二) 機構の解散時に国が承継する独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律(平成二十五年法律第十九号、以下「廃止法」という。)附則第二条第二項に規定する廃止法附則別表に掲げる土地及び政令で定める金額に相当する金銭の備属する会計を定めることとした。(第一〇条関係)

(三) 財務大臣は、積立金の処分を行うため必要と認められる現金を保管することができることを定めることとした。(第一条関係)

3 この政令は、廃止法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行することとした。ただし、2(一)については、公布の日から施行することとした。

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第二四号)(厚生労働省)

◇薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一〇三号)の医薬品の販売業等に関する規制の見直しに関する規定の施行期日を平成二十六年六月一日とし、指定薬物の所持等の禁止に関する規定の施行期日を同年四月一日とすることとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令(政令第二五号)(厚生労働省)

1 薬局開設者が、薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるもの並びに動物用医薬品を除く)を販売し、又は授与する場合には、薬剤師による情報提供については対面による方法以外の方法により行うことも認め、薬剤師の薬学的知見に基づき指導については義務付けないこととする。また、薬局以外の場所にいる者に対して販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に依じた医薬品の販売又は授与の実施方法に関する事項を遵守すること等の規定を適用することとした。(第七四条の二関係)

2 この政令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一〇三号)の施行の日(平成二十六年六月一日)から施行することとした。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第二十一号)

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十三号)の施行に伴い、並びに公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十九条第一項第三号、第九十五条、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第二項又は第三項一を「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に、「条列で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一 新たに市町村の区域の設定があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合
当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき
当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合
当該区域が従前属していた選挙区の区域

六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合
当該編入された区域

第三条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合(法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた郡市の区域を郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。及び他の都道府県の区域の全部を編入した」を「前条各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合」を「前条各号に掲げる」に改め、同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた」に改め、同条を第四号とする。

第六条第一項中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた」を「第三条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条を第五号とする。

第六条の二第三項中「のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの」を削り、同条を第六号とする。

第六条の三を第六号の二とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条」を「第四条」に改める。

第五十九条の五の三第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「部隊等」の下に「自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号」第八十八条に規定する部隊等をいう。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第五十九条の五の四第十五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二百二十七条の二第一項の表及び第二項の表中「一の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第二十一号)

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十三号)の施行に伴い、並びに公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十九条第一項第三号、第九十五条、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第二項又は第三項一を「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に、「条列で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一 新たに市町村の区域の設定があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合
当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき
当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

法第十五条第五項の規定により市町村の区域とみなしていた区域がなくなつた場合
当該区域が従前属していた選挙区の区域

六 他の都道府県の区域の全部を編入した場合
当該編入された区域

第三条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合(法第十五条第四項の規定により郡の区域とみなされた区域がなくなつた場合又は同条第五項の規定により二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた郡市の区域を郡市の区域とみなした場合若しくは郡市の区域とみなされた区域がなくなつた場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。及び他の都道府県の区域の全部を編入した」を「前条各号に掲げる」に改め、同条ただし書中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた場合」を「前条各号に掲げる」に改め、同条第一号から第五号までに掲げる場合においては、これらの号に定める区域の全部又は一部が新たに属することとなつた」に改め、同条を第四号とする。

第六条第一項中「新たに郡市の区域の設定又は廃止があつた」を「第三条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条を第五号とする。

第六条の二第三項中「のうち郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることとしたもの」を削り、同条を第六号とする。

第六条の三を第六号の二とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条」を「第四条」に改める。

第五十九条の五の三第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「部隊等」の下に「自衛隊法昭和二十九年法律第百六十五号」第八十八条に規定する部隊等をいう。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第五十九条の五の四第十五項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二百二十七条の二第一項の表及び第二項の表中「一の区域又は一の指定都市以外の市の区域若しくは」を「一の指定都市以外の市の区域又は」に改める。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(政令第二十一号)

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第九十三号)の施行に伴い、並びに公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第十項、第四十九条第四項及び第五項、第八十九条第一項第三号、第九十五条、第二百七十一条の二並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第二項又は第三項一を「第十五条第一項から第四項まで」に改め、「規定により」の下に、「条列で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域については、この限りでない。

一 新たに市町村の区域の設定があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

二 新たに市町村の区域の廃止があつた場合
当該市町村の区域の全部又は一部が新たに属した市町村の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

三 町村を市とし、又は市を町村とする処分があつた場合
当該処分により市とされた町村又は町村とされた市の区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

四 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれていた場合において当該各区域を法第十五条第五項の規定により新たに市町村の区域とみなしたとき
当該区域の全部又は一部が従前属していた選挙区の区域

(機構の解散の登記の嘱託等)
第十三条 廃止法附則第二條第一項の規定により機構が解散したときは、財務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しななければならない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置)

第十四条 機構の解散前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の規定(同法第二條第二項に規定する法人文書の開示に係る部分に限る。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定(同法第二條第二項に規定する行政文書の開示に係る部分に限る。)に基づき財務大臣(同法第十七條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び財務大臣に対してされた行為とみなす。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置)
第十五条 機構の解散前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定(同法第二條第三項に

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年二月五日

政令第二十四号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十三号)附則第一條の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(以下「法」という)の施行期日は、平成二十六年六月十二日とする。ただし、法第一條中薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十六條の四及び第八十三條の九の改正規定、法附則第九條及び第十條の規定並びに法附則第十三條中麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十四條第五項の改正規定の施行期日は、同年四月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 林 芳正
内閣総理大臣 安倍 晋三

規定する保有個人情報の開示、訂正(追加又は削除を含む。以下この条において同じ。)及び利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止をいう。以下この条において同じ。)に係る部分に限る。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為は、機構の解散後は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の規定(同法第二條第三項に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。)に基づき財務大臣(同法第四十六條の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。)がした行為及び財務大臣に対してされた行為とみなす。

附則

この政令は、廃止法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。ただし、第九條の規定は、公布の日から施行する。

総務大臣 新藤 義孝
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 茂木 敏充
国土交通大臣 太田 昭宏
環境大臣 石原 伸晃
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年二月五日

政令第二十五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百三十三号)の施行に伴い、並びに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十條第四項及び第八十條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「第七條第一項」を「第四條第五項第一号」に改める。

第三十六條 削除

第三十七條中「前條」を「第三十五條」に改める。

第四十九條第一項第(五)号中「第十條」を「第十條第一項」に改め、同項第三号中「第十條」を「第十條第一項」に改め(含む)の下に「又は第二項(法第三十八條第一項において準用する場合を含む)」を加える。

第五十三條の表第四十條第一項において準用する第八條第一項の項及び第四十條第一項において準用する第八條第二項の項中「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に改め、同表第四十條第一項において準用する第九條第一項の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------------|-----|---------------------------------|
| 第四十條第一項において準用する第九條第一項 | 薬局の | 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業者又は賃貸業者 |
|-----------------------|-----|---------------------------------|

| | | |
|---|-----|-------------------|
| 第五十三條の表第四十條第一項において準用する第九條第二項の項中「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に、「前條第二項」を「第八條第二項」に改め、同表第四十條第一項において準用する第十條の項中「第十條」を「第十條第一項」に、「高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器」に改め、同表第四十條第二項において準用する第九條第一項の項を次のように改める。 | 薬局の | 管理医療機器の販売業者又は賃貸業者 |
|---|-----|-------------------|

| | | |
|-----------------------|-----|-------------------|
| 第四十條第三項において準用する第九條第一項 | 薬局の | 一般医療機器の販売業者又は賃貸業者 |
|-----------------------|-----|-------------------|

| | | |
|-----------------------|-----|-------------------|
| 第四十條第三項において準用する第九條第一項 | 薬局の | 一般医療機器の販売業者又は賃貸業者 |
|-----------------------|-----|-------------------|

| | | |
|-----------------------|-------|-------------------|
| 第四十條第三項において準用する第九條第一項 | 薬局開設者 | 一般医療機器の販売業者又は賃貸業者 |
|-----------------------|-------|-------------------|

内閣総理大臣 安倍 晋三